

令和8年（フ）第17号

兵庫県芦屋市船戸町2番1—512号

破産者 一般社団法人日本酵素マイスター協会

1 決定年月日 令和8年9月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第14号

福岡県田川郡福智町赤池208番地

破産者 合同会社AISO

1 決定年月日 令和8年9月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所田川支部

令和8年（フ）第174号

沖縄県沖縄市宮里三丁目9番3号2階

破産者 株式会社坡名古商店

1 決定年月日 令和8年9月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（フ）第175号

沖縄県沖縄市宮里三丁目9番3号3F

破産者 TK沖縄株式会社

1 決定年月日 令和8年9月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（フ）第2号

群馬県桐生市東三丁目5番11号

破産者 株式会社ミット

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年（フ）第1413号

東京都東村山市廻田町2丁目6番地29、前住

所神奈川県横浜市鶴見区岸谷1丁目1番1号

破産者 綿貫 昌宏

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第574号

東京都清瀬市竹丘二丁目12番33—307号

破産者 菊池 惣一

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1160号

東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール八王子215号

破産者 川野 寧々

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第27号

神奈川県小田原市栄町1—1—7 ハルネ小田原地下1F、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市南成瀬6丁目4番地12

破産者 有限会社成瀬商店

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第19号

富山市向川原町2番21号

破産者 有限会社PEPEすぎもとや

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第6号

三重県三重郡菟野町大字吉澤1209番地の3

破産者 有限会社岡本建設

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和8年（フ）第181号

広島市中区竹屋町1番26号

破産者 ブライトJP株式会社

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第417号

北九州市小倉南区守恒本町一丁目1番1号501

破産者 株式会社NAMITECH

1 決定年月日 令和8年9月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第5号

秋田県にかほ市象潟町小砂川字小田10番地11

破産者 齋藤 光将

1 決定年月日 令和8年9月10日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所本荘支部

令和8年（フ）第7号

秋田県にかほ市金浦字花潟300番地8 グラデ幸203号

破産者 D—STYLEこと 梶原 大輔

1 決定年月日 令和8年9月10日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所本荘支部

令和7年（フ）第72号

長野県南佐久郡小海町大字豊里4642番地、破産手続開始決定時の住所長野県南佐久郡小海町大字豊里4393番地18

破産者 畠山 洋志

1 決定年月日 令和8年9月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所佐久支部

令和8年（フ）第13号

北九州市小倉北区日明2丁目4番1—307号

破産者 居酒屋きずなこと 谷口 静代

1 決定年月日 令和8年9月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第366号

福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘1番1—401号

破産者 佐々木孝一

1 決定年月日 令和8年9月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第216号

鹿児島市田上台3丁目20番27号 セントセブンハイツ201号

破産者 中村 徹二

1 決定年月日 令和8年9月11日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年（フ）第320号

北海道千歳市住吉1丁目5番7号

破産者 河端 哲司

1 決定年月日 令和8年9月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部